

平成29年(ワ)第164号、平成30年(ワ)第55号 損害賠償請求事件

原告 林修 外163名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(6)

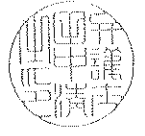
(弁済の抗弁について)

令和3年4月8日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

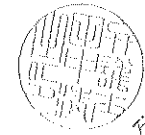
被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



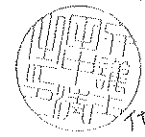
同

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

中 嶋 乃 扶 子



同

青 木 翔 太 郎



同

小 谷 健 太 郎



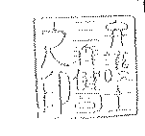
同

川 見 唯 史



同訴訟復代理人弁護士

三 森 健 司



同

堀 口 拓 也



外



目 次

第1	はじめに	4
第2	財産的損害に対する賠償金を含む全既払金が弁済の抗弁の対象となること【費目間の融通】	4
1	総論	4
2	被告による原告らに対する裁判外での賠償の概要	6
3	賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきであること	6
(1)	本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害とは同一の損害賠償請求権を構成するものであるから、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきであること	6
(2)	原告らの主張する精神的損害には、平穩生活の侵害という生活基盤（住居及び家財等）の財産的な損害に伴う精神的損害という性質が含まれており、被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害の被侵害利益が共通していることに鑑み、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきであること	7
(3)	当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべきであること	9
(4)	同種の裁判例においても費目間での融通が認められていること	11
(5)	小括	14
第3	世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべきであること【世帯内融通】	14
1	はじめに	14
2	世帯内融通が認められるべきであること	15
(1)	受領権限のある世帯の代表者が世帯分の賠償金を一括して受領していること	15

(2) 世帯構成員全員の損害を填補するものとして当然に弁済充当されるべきこと	16
(3) 出捐の受益者が不可分であること.....	17
(4) 裁判例等の考え方.....	17
3 世帯内融通の方法.....	22
4 小括.....	23
第4 結語.....	23

第1 はじめに

原告らについて、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準を超える損害は精神的損害についても財産的損害に関しても認められないが、仮に被告の自主賠償基準を超える損害が認められた場合であっても、それらの損害に対しては弁済の抗弁が成立する。本準備書面は、現時点までにおける原告らに対する賠償状況に基づき、被告の弁済の抗弁に関する総論を主張するものである。

また、被告は、本書面で明らかにする弁済の抗弁の主張を前提として、被告の原告らに対する全ての賠償実績表（本件事故当時に原告らと同居していた訴外の世帯構成員に対する支払を含む。）を乙C0第1号証として提出し、各原告に対して主張する具体的な弁済の抗弁の金額を明らかにする。

第2 財産的損害に対する賠償金を含む全既払金が弁済の抗弁の対象となること【費用間の融通】

1 総論

本件訴訟において、原告らは本件事故によって被った精神的損害の賠償等を求めているが、そもそも、本件事故による原子力損害については、その損害の内容が精神的損害及び財産的損害であるかの別を問わず、実体法上の請求権としては、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償請求権1個であり、両損害の賠償を訴訟上併せて請求する場合には訴訟物の個数としても1個である（最高裁昭和48年4月5日判決・民集27巻3号419頁〔以下「昭和48年判決」という。〕¹）。

¹ 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するからそれぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は、「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上的損害とを相互に融通して認容することができるとした。

かかる判例の考え方を以下「訴訟物1個説」という。)

したがって、原告らが精神的損害の賠償等を請求している本件訴訟においては、原告らは本件事故による前記1個の損害賠償請求権のうち、任意の範囲で明示的な一部請求を行っているものと理解される。

そして、かかる一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合、通常であれば、まずは各原告が被った財産的損害・精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するというのが判例通説である(いわゆる「外側説」。前掲昭和48年判決、最高裁平成6年11月22日判決・民集48巻7号1355頁)。

したがって、かかる判例通説に照らせば、本件訴訟においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で(この点についての主張立証責任は原告らの側にある。)、そこから全既払金を弁済の抗弁として控除し、その残額の有無や範囲を前提に請求の当否を判断するというのが本来あるべき取扱いである²。

なお、交通事故における入通院慰謝料や後遺障害慰謝料、休業損害、逸失利益等の各損害項目のように、単一の訴訟物の中に性質を異にする損害項目が複数含まれている場合においても、自賠償保険金のように法令で充当先が人身傷害に限定されているような場合を除き、任意の弁済金について損害項目ごとに充当関係が判断されるという取扱いが当然に採用されている事実はない。任意の弁済金については、あくまで前掲昭和48年判決が示した訴訟物1個説及び外側説に従い、その費目を問わず全損害額に充当するというのが実務上の運用であり、費目間の弁済の融通を認めない判決は最高裁の判例違反となる。

² 本件と同種の集団訴訟である京都地裁平成30年3月15日判決(乙B159)や札幌地裁令和2年3月10日判決(乙B156)などでは、原告らの被った財産的損害・精神的損害の合計額から、既払金全額を控除した残額が原告の一部請求額を上回っているか否かによって請求の当否が判断されている。

2 被告による原告らに対する裁判外での賠償の概要

被告は、精神的損害に関し、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、区域ごとに設定した一律の金額の賠償を実施している。本件訴訟の原告らに関していうと、帰還困難区域につき各自1450万円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域につき各自850万円、旧緊急時避難準備区域につき各自180万円を基本として、個別の事情（避難所生活等）に応じてこれをさらに増額の上で支払うこととしている。

以上の慰謝料の賠償額とは別に、被告は、原告らに対し、財産的損害について十分な額の賠償を行っている（財産的損害の賠償総額及びその内訳等については、乙C0第1号証のとおり。なお、原告番号ごとの弁済の抗弁に関する詳細については、今後、損害各論書面において主張を整理する予定である。）。

3 賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきであること

- (1) 本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害とは同一の損害賠償請求権を構成するものであるから、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきであること

前記2のとおり、帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域に居住していた者に対する被告による裁判外の賠償は、名目上は精神的損害に対する賠償と財産的損害を含むその余の損害に対する賠償をそれぞれ区別してなされているというのが実情である。

しかしながら、前記1のとおり、そもそも本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目相互間の融通も認められている（前掲昭和48年判決に係る最高裁判所判例解説〔最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）〕458頁）。その意味で、被告による裁判外の賠償における名目上の区別は、結

局のところ損害総額を算出するための単なる計算要素に過ぎない。

このように本件事故という一つの不法行為により発生した精神的損害と財産的損害に係る損害賠償請求権が実体法上一個の請求権であり、原告らも精神的損害の評価根拠事実として避難に伴う費用負担増その他の財産的損害（例えば、自家消費野菜や近隣からのお裾分け等を得られずに生活費の支出が増えたこと、通勤等に要するガソリン代の支出が増えたこと、職業を喪失したことにより経済的に困窮したこと等）を主張していることにも照らせば、本件訴訟における原告らによる精神的損害の賠償請求に対する弁済の抗弁として、裁判外における精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁を主張することは被告における適切な防御権の行使であり、そうすることは当然に許されるというべきである。

- (2) 原告らの主張する精神的損害には、平穩生活の侵害という生活基盤（住居及び家財等）の財産的な損害に伴う精神的損害という性質が含まれており、被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害の被侵害利益が共通していることに鑑み、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきであること

前記（1）で述べたとおり、本件訴訟の訴訟物は、本来同一の損害賠償請求権を構成する財産的損害及び精神的損害に係る請求権のうち、原告らが任意に選択した一部の請求権である。よって、実体法上一個の請求権であること（本件事故により生じた損害を包括して一つのものと把握すること）を前提とすることが肝要である。具体的にいえば、本件訴訟において一部請求の対象とされている費目に留まらず、被告による財産的損害の填補も踏まえ、全体的な額として、被侵害利益とされる平穩な生活を享受する利益の侵害に対する慰謝として十分であるか否か（平穩な生活の回復に十分であるか、あるいは、平穩な生活を回復し得ない部分の慰謝として十分であるか否か）を検討することが求められる。

そして、原告らの主張する精神的損害には、平穩生活の侵害という生活基盤（住

居及び家財等)の財産的な損害に伴う精神的損害という性質が含まれているのであるから、被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害の被侵害利益が共通していることに鑑み、費目相互間の融通(弁済の充当)が認められるべきなのである。

例えば、中間指針第四次追補(乙B9)を踏まえて行っている住居確保損害の賠償は、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという従来の判例(最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁)によれば、住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額であるところ、財物損害の賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。かかる住居確保損害の賠償は、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという前掲判例(最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁)の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から財物の時価賠償を超えて支払いを行っているものである。かかる住居確保損害の賠償は、財産的損害の賠償としてではなく、むしろ、避難生活を終了して生活再建を図るための資金として支払われているものであり、その意味で、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払と評価されるべきものである。このように、住居確保損害の賠償によっても原告らの主張する精神的損害が填補されているにもかかわらず、原告らがそれを一切度外視して慰謝料額が不足すると主張しているのは明らかに不合理である。

以上のような住居確保損害の例に限らず、被告が原告らに対し慰謝料以外の財産的損害の名目で支払っている賠償金は、その名目にかかわらず内実としては原告らの平穏な生活の回復に向けられたものである(財産的損害の賠償総額及びそ

の内訳等については、乙C0第1号証のとおり。なお、原告番号ごとの弁済の抗弁に関する詳細に関し、今後、損害各論書面において主張を整理する予定である点については、すでに述べたとおりである。)

このような観点からも、財産的損害であると精神的損害であるとを問わず、賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきである。

(3) 当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべきであること

前述したとおり、確立された判例法理に従うと、本件訴訟においては、まずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で、そこから財産的損害と精神的損害の別を問わずに既払い金を充当する取扱いをすべきこととなるが、このような取扱いは当事者の合理的意思にも合致するものである。

すなわち、原子力損害賠償紛争審査会は、本件事故による損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものとなることが予想される中、中間指針等は「被害者を迅速、公平かつ適正に救済する」ため、「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした」として（平成23年8月5日に公表された中間指針〔乙B5〕「はじめに」）、中間指針に続いて、同年12月6日に中間指針第一次追補（乙B6「自主的避難等に係る損害について」）、同24年3月16日に中間指針第二次追補（乙B7「政府による避難区域等の見直し等に係る損害について」）、同25年1月30日に中間指針第三次追補（乙B8「農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について」）、同年12月26日に中間指針第四次追補（乙B9「避難指示の長期化等に係る損害について」）を順次提示している。

このように中間指針等が順次提示されたことを受け、被告はこれら中間指針等を踏まえ、多岐にわたる賠償項目について自主賠償基準を順次策定し公表の上、請求を受け付け、賠償を実施してきた。

具体的には、主として直接請求手続を通じ、精神的損害（避難生活に伴う精神的損害、移住を余儀なくされたことによる精神的損害、要介護者等への増額分等を含む）のほか、避難・帰宅等に係る費用、家賃に係る費用、一時立入り・検査受診等に伴う移動費用、就労不能損害・営業損害、避難指示解除後の早期帰還に伴う追加的費用、生命・身体的損害、財物（宅地・建物・借地権、田畑、立木等）、住居確保損害、住宅等の補修・清掃費用、家財（一般家財のほか、仏壇等）、墓石等の修理・移転に要した費用、自動車、償却資産・棚卸資産、自主的除染に係る費用等について、極めて多岐にわたる項目ごとに自主賠償基準を順次策定・公表し、これに基づく賠償を行っているものである。

また、多数の被害者に対する迅速な救済という観点から、被告の自主賠償基準に含まれる賠償項目の中には、個々の被害者に実際に生じた損害についての主張や疎明を求めることなく、被害を類型的に把握し賠償額を算定する方式が採られているものも多く（世帯構成及び構成員の人数により算定される家財賠償、「通院交通費等の生活費の増加分」や「実費（避難・帰宅等にかかる費用相当額）」との名目での包括的賠償、旧緊急時避難準備区域内の中学生以下の子供に対する「精神的損害（学童）」の一律賠償等）、住居確保損害の賠償のように、その名称を一瞥したところでは財物に係る賠償であるかのように見えるものの、実際には元の住居の時価相当額とは別途に、新たな住居における平穏な生活の回復のために賠償される費用などもあり、必ずしも個々の項目に対応する形で各被害者に生じた損害が正確に評価・算定されているものではない。

加えて、被告の訴訟外における賠償手続に関しては、賠償金の支払いに際し、いわゆる清算合意は結ばれず、むしろある名目の損害に関し特定の期間を対象とする賠償金を請求・受領した後であっても、同一の名目・期間を対象とする追加請求が可能な仕組みとなっている。これらを踏まえると、名目が付されている賠償項目ごとにその損害を確定するという意思を当事者双方が有していないことは自明である。

このように、賠償項目の名称は必ずしも損害の内容と対応しているものではない。

く、これらの賠償項目のもとの支払は特定の損害項目に限ることなく本件事故から生じた損害一般をカバーする趣旨で支払われ、受領側もそのような意図で受け取っているものである。そのような賠償方式が（一部なりとも）取り入れられていることから、少なくとも当該請求・支払時点の当事者の認識としては、賠償項目ごとにその損害を確定する趣旨でないことは明らかである。

このような請求・賠償の方式やその実情に鑑みると、当事者の合理的意思としては、名目が付されている賠償項目ごとにそれに対応する損害を確定させるというものではなく、当事者間においては、請求権の一部についての暫定的な弁済を行いそれを受領する旨の合意がなされているにとどまる。すなわち特定の項目に対するものとして賠償されてはいても、損害の全体に対する弁済として支払われるものとする趣旨であったことが明らかである。他方、請求項目ごとにみると実損害を超える支払が生じていることが判明した場合に、他の項目への充当をすることなく項目ごとに精算・返金を行うことは迂遠であり、当事者がそのような意思で請求・賠償を行っているものでないことは明白である。

(4) 同種の裁判例においても費目間での融通が認められていること

実際、本件訴訟と同種事案に関する裁判例を見ても、次に例示するとおり、前記のような弁済の抗弁の考え方が認められている。

ア 本件事故に関する東京高判令和3年2月19日

本件事故に関する東京高判令和3年2月19日（原審：千葉地判平成29年9月22日）においては、1審被告東京電力の弁済の抗弁に関し、「同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額

がなければ請求を棄却することとなる。」とした上で、「本件においても、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。」と説示し、財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

イ 本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日

本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日155頁(乙B156)は、弁済の抗弁に関し、当事者の合理的意思の解釈を根拠に、「仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとしようかがわからない」ことから、「各原告に生じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した金額」を控除するとの判断を示し、各原告について、財産的損害と精神的損害の既払い金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

ウ 本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日

前記のような弁済の抗弁の考え方は、本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日(乙B155の1、同2)においても認められている。

すなわち、千葉地裁判決の原告で、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば、世帯番号1についてみると、精神的損害のみを賠償請求していた世帯番号1の原告1-1(妊婦であった者)に対して、被告は「①精神的損害及び追加的費用」として40万円を、「②追加的費用」として20万円を裁判外で賠償していたところ(別紙23)、千葉地裁判決は当該原告に対する避難慰謝料として60万円を認容した上で、前記①と②の合計6

0万円を全額既払い金として充当して控除し（別紙24）、認容額は0円（請求棄却）と判断している。

また、前掲・千葉地判の世帯番号3（原告は1名）は、避難交通費等の財産的損害と精神的損害をともに賠償請求していたところ、千葉地裁判決は損害額を146万0740円と認定し（うち精神的損害の認容額は30万円）、これに対して、ADR手続で賠償された金員を含めた既払い金の全額である131万1990円について既払い金として充当して控除し、その残額の14万8840円のみを認容したものである（別紙25。なお、当該世帯については世帯構成員間での弁済の充当もされており、この点については後述する。）。

このように、同判決も精神的損害と財産的損害の別にかかわらず、特に両者の区別を認めないで、既払い金の控除を行っている。

エ 本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日

さらに、同じく本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日（乙B198）は、弁済の抗弁に関し、「……各原告の損害額を認定し、かかる損害額全体から、被告東電が本件事故に係る賠償金として各原告に支払った金額を控除し、なお残額が存在する場合には、その残額に相当因果関係が認められる範囲の弁護士費用（残額の1割程度）を上乗せした金額を認容する。」と説示し、精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体から、被告が直接賠償手続により賠償した既払い金の全額を費目を問うことなく弁済充当している。

これらの裁判例は、いずれも原告らによる請求の立て方にかかわらず精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体に対し、既払金全額による弁済充当を認めているものであり、このような裁判上の取扱いは、被告の前記主張に理由があることを裏付けるものである。

(5) 小括

したがって、本件訴訟においては、原告らに対する精神的損害の賠償額及び財産的損害の賠償額の合計額（ADR手続による和解を経ている場合の和解契約に基づく支払額を含む。）をもって、原告らの請求に対する弁済の抗弁を主張する。以上の主張を前提とした各原告の請求に対する具体的な弁済の抗弁額は乙C0第1号証記載のとおりである。また、原告番号ごとの弁済の抗弁に関する詳細に関し、今後、損害各論書面において主張を整理する予定である点についても、すでに述べたとおりである。

第3 世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべきであること【世帯内融通】

1 はじめに

被告は、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていること、本件事故により発生した損害賠償請求権は一個の請求権を構成するものであることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が実際の受領額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯内融通は精神的損害・財産的損害の別を問わず、また、本件訴訟の原告であるか否かの別を問わないものであることを主張する。

この考え方は、本件と同種事案に関する前掲千葉地裁判決においても採用されている。すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、充当に際し、同一世帯内では、名目上うち一人の原告に対する既払金であっても、世帯の構成員全体の損害にてん補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充当することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする）。」と述べて世帯内融

通の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払金を融通して債務に充当した（乙B155の1・371頁）。

このように世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべきであることについて、以下詳述する。

2 世帯内融通が認められるべきであること

(1) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分の賠償金を一括して受領していること

被告による賠償は、中間指針等を踏まえて被害者一人一人について個別に賠償金額が計算されてはいるが、実際の支払は必ずしも被害者一人一人に対して個別に行っているものではない。

複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告に請求し、請求を行った代表者は請求を受けた被告から当該世帯の構成員全員分をまとめて受領している。

こうした請求及び弁済受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限を委任され世帯の他の構成員を代理又は代理受領しており、事実として同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる。

したがって、形式上・外観上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払がなされており、世帯の他の構成員に対しては特段の支払がなされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の充当が認められなければならない。

また、仮に構成員同士の弁済の充当がなされないとすれば、世帯構成員のうち、既払い金を超える損害が認定された者に対しては請求が認容され、他方で過払いが生じている者に対しては別途に不当利得返還請求がなされ得ることとなるが、そのような処理は煩瑣であって、被害者の迅速な救済という観点からは構成員同

士の弁済の充当を認めることは極めて妥当なものといえる（以上、乙B162〔窪田先生意見書〕15～16頁、乙B161〔早川先生意見書〕4頁、11～13頁、15頁）。

すなわち、構成員同士の弁済の充当が認められることは原告らにとっても利点があり、このような観点からも、充当が認められるべきである（以上、乙B162〔窪田先生意見書〕15～16頁、乙B161〔早川先生意見書〕4頁、11～13頁、15頁）。

(2) 世帯構成員全員の損害を填補するものとして当然に弁済充当されるべきこと

さらに、被告が支払う賠償金は、世帯に対する賠償であると評価の上で、世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に充当されるべきである。

すなわち、同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は1つ」の状態にある。例えば不法行為の過失相殺（民法722条2項）に関する判例には、いわゆる「被害者側の過失」として「被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」の過失を斟酌したものがあるが（最判昭和42年6月27日民集21巻6号1507頁）、これは、同一世帯（家族）が経済的・社会的に一体であること（「財布は1つ」）を重要な考慮要素としたものと解される³。

これらの損害に対する賠償は、名目上は世帯構成員のうち1人の原告に対する既払い金であっても、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われているといえる。

したがって、賠償金は世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に当然に弁済充当されるべきであり、また、そのような充当を認める

³ 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為（下）」（青林書院、1985年）632頁、窪田充見「不法行為法（第2版）」（有斐閣、2018年）431～433頁。

ことが当事者の合理的意思にも合致する（以上、乙B162〔窪田先生意見書〕9～13頁、乙B161〔早川先生意見書〕4頁、11～13頁、15頁）。

（3）出捐の受益者が不可分であること

前記のように、被告による賠償金はその性質上、世帯構成員全員に共通する損害への填補を含むものであり、そのような世帯全体分の賠償金が世帯の代表者に一括して支払われているという実態にある。

翻って、そのような賠償の対象となった出捐によって利益を受けた者は誰か、という観点から検討するに、家族で行った移動に係る費用の支出（交通費等）や、生活費の追加的な支出など、賠償の対象とされた出捐の多くは、当該出捐によって当該世帯が全体として利益を受ける性質のものであるといえる。

すなわち、これらの出捐によって、世帯構成員のうち誰が、いくら分の利益を受けたかを構成員ごとに分割して把握することはできないのであり、出捐によって世帯構成員全員が不可分に利益を受けていることから明らかである。

このように、賠償の対象とされた出捐が世帯構成員全員に不可分に利益をもたらしたものである以上、当該出捐に対する損害の填補としての賠償は、世帯構成員全体に対する損害への填補として支払われたものであると解することが損害の実態に沿うものであり、当事者の合理的意思とも合致する。

この点からも、世帯内部における構成員間の弁済の充当を認め、世帯の1人に支払われた額が同人について認定された損害額を上回る場合には、その超過額が他の構成員の損害に対する弁済に充当されなければならない。

（4）裁判例等の考え方

ア 本件事故に関する前掲・東京高判令和3年2月19日（原審：千葉地判平成29年9月22日）

前掲・東京高判令和3年2月19日は、世帯の1人に対する既払金から同人について認定された損害額を控除した残余については、同人が属する世帯に対

して支払われたものとみて、他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば1審原告番号6の世帯について、「原告番号6-2には避難の実態はなく、避難慰謝料名目で支払われた750万円は、原告番号6らの世帯に対して支払われたものとみるべきであるところ、まずは、支払の名宛人である原告番号6-2の損害額から控除し、更に残余がある場合は、原告番号6-1の損害賠償の弁済に充てられるべきものとしてその損害から控除するのが相当である。」とし、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

イ 本件事故に関する前掲・千葉地判平成31年3月14日

前記のような弁済の充当の考え方は、本件事故に関する前掲・千葉地判平成31年3月14日（乙B155の1、同2）においても認められている。

すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払い金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、弁済充当に際し、同一世帯内では、名目上うち1人の原告に対する既払い金であっても、世帯の構成員全体の損害に填補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充当することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする）。」と述べて世帯構成員間での弁済充当の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払い金を充当した（乙B155の1・371頁）。

具体的には、前掲・千葉地裁判決の原告で自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば世帯番号3に対する損害認容額は同判決の別紙25のとおりであり（乙B155の2・437頁）、損害額を146万830円と認定した上で、世帯内の訴外の者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払い控除額として認めており、認容額は14万8840円と判断

をした。

同じく世帯番号4についても、原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた72万円について、原告に対する既払い控除額として認めている(乙B155の2・435頁の別紙23、442頁の別紙28)。また、世帯番号2については、原告間における同一世帯内の弁済充当を認めている(乙B155の2・35頁の別紙23、437頁の別紙25)。

このように、前掲・千葉地裁判決は、自主的避難等対象区域に居住していた者について、精神的損害と財産的損害の区別を認めずに既払い金の控除を行っていることに加えて、各原告世帯について世帯内で既払い金を充当したものであり、被告の前記主張に理由があることを裏付けるものである。

そして、このような世帯構成員間での弁済充当が認められるべきであるとの理は、自主的避難等対象区域の居住者に限られるものではなく、世帯単位で避難費用・一時立入費用、就労不能損害等の財産的損害が賠償の対象とされ、世帯内に共通する財産的損害の填補がより幅広くなされている帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域の居住者においても、より一層妥当するというべきである。

ウ 本件事故に関する前掲・福岡地判令和2年6月24日

前掲・福岡地判令和2年6月24日(乙B198)も、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば世帯番号17(原告番号43~46)に関し、各人に生じた損害の合計額から、各人に対する既払い金を控除すると、原告番号43につき62万4080円、同45につき17万円、同46につき8万9738円の過払いがあることを認定した上で、「同一世帯では原則として家計を共通にする」ところ、「名目上は前記各原告に対する支払であっても、実質的には、原告番号43らの世帯単位の財産的損害に係る賠償とみることができる」こと

を理由に、原告番号43、45及び46に支払われた財産的損害に対する賠償金の超過額（合計88万3818円）を同44の損害に充当した結果、4名全員の請求を棄却した。

同様に、世帯番号5（原告番号13～16）についても、原告番号14について生じている財産的損害の過払い分を、原告番号13の損害に充当した。

このように、福岡地裁判決も、各原告世帯について世帯構成員間で既払い金を弁済充当したものであり、被告の前記主張に理由があることを裏付けるものである。

エ 東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁

本件事故以外の事案においても、世帯内における弁済の充当を認めたものがある。

交通事故で人身傷害を受けた者の治療費等について、その親が人身損害に係る自賠責保険金50万円を受領した後、その弁済が過払いであることが判明した事案において、「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえないのである。

したがって、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果を導く。

さもないと、損害賠償債権は、過失相殺など当事者には不確定な要素があるため、弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したときにまで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷に過ぎる（勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これです

かいけないとするといかにも形式的で煩瑣である。)ばかりでなく、当事者間の合理的な意思にも沿わないものというべきである。」と説示し、親に対する過払い分は親が子を代理して子の損害賠償請求権について弁済を受けたものとした。

かかる裁判例は、親子が経済的に同一体とみなすべき関係にあることや、当事者の合理的な意思等を理由に、弁済金の過払い分は親が子の代理人として受領したものと解して弁済の効力を認め、親に対する過払い分を子の損害に充当することを認めたものである。本件訴訟においても、世帯の構成員への賠償に過払いが生じているのであれば、これを他の世帯構成員の損害に弁済として充当することが認められるべきである(乙B161〔早川先生意見書〕8～9頁)。

また、この裁判例は、債務者には不当利得返還請求などの方法があるものの、そのような途をとらざるを得ないことは形式的かつ煩瑣であるとして、弁済の充当を認めないことによる債務者の不利益を考慮している。本件訴訟においても、被告が過払いを生じている原告らに対し不当利得返還請求をしなければならぬこととするのは、紛争の一次的解決という観点からしても妥当でない。

したがって、本件訴訟においても世帯構成員間の過払い分の充当が認められるべきである。

オ 学説上の考え方

また、この点については、一般の損害賠償金の弁済の充当の処理に関しても、「訴訟の段階において認められる損害額が、賠償金の支払い当時には必ずしも確定できないことが多いから、このような原則(引用者注:損害賠償請求権が各人ごとにそれぞれ成立するという原則をいう。)をつらぬくと、賠償金の支払いをした加害者に思わぬ損害と負担をかけ、事後処理がはなはだ煩雑になることは明らかである。一方、いまだ弁済を受けていない損害賠償請求権者としても、その超過部分が実質的に自己の損害への弁済となつてさえいけば、改めてその分の支払いを受けなくとも何ら不都合は生じないはずである。」「して

みると、超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能をはたしておりさえするならば、その超過部分を他の損害賠償請求権者の損害への弁済として流用し、煩瑣な事後処理を省くことの方が、当事者の利害を調和することになり、かつ当事者の合理的な意思にも合致すると解せられる。そこで、超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能をはたしていると認められるのはいかなる場合かということであるが、それには、加害者から賠償金を受領した損害賠償請求権者とその他の損害賠償請求権者との間に、同居している親族などのように経済的に同一体とみなすべき関係があるか否かということを判断基準とするのが相当であると考えられる。右の両者の間に、経済的に同一体とみなすべき関係がある場合においては、その一人に対する超過支払い部分も、結局は他者の損害に対する実質的な填補として機能しているはずである。」（太田昇「弁済の充当」判例タイムズ268号178頁（乙B157））との見解が示されており、その法律構成としては、当事者の合理的な意思解釈の問題であるとされつつ、「加害者から賠償金の支払いを受けた損害賠償請求権者は、その賠償金の一部につき、他の損害賠償請求権者の代理人としてこれを受領したものと解するのが、民法一〇〇条の趣旨などに照らし、相当である」とされている（同）。

3 世帯内融通の方法

世帯内部で融通する際には、当事者の合理的な意思及び複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当する民法の規定（民法490条、489条4号）に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当されるべきである。

具体的な按分の計算の方法としては、例えば、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する（20の超過がある。）一方、Bは80の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず（30の不足がある。）、Cは

70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない(20の不足がある。) 場合、Aに対する超過分である20は、Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3:2で按分し、Bに対して12、Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。

4 小括

以上より、仮に被告による既払い額を超える損害が認容される場合は、同一世帯内の構成員の中に本件訴訟の原告である者とならない者がいる場合においても、訴外の世帯構成員に対する既賠償額も考慮された上で、前記のとおり在世帯内融通がなされるべきである。

その関係で原告らが所属する各世帯につき、同一世帯内で原告になっていない者について支払われた額についても(対応する損害が認められない限り)弁済の抗弁の主張を追加する。

本書面の冒頭で述べたとおり、以上の主張を前提とした各原告の請求に対する具体的な弁済の抗弁額は、乙C0第1号証に記載のとおりである。

第4 結語

被告は、申立人らに対して、財産的損害・精神的損害の別を問わず、原告らの個々の事情を踏まえて既に十分な額の賠償をしており、このような賠償実績全体で見ればこれを超える原告らの請求には理由がない。このことは、原告らの賠償受領額を世帯単位で見ればなおさらである。

原告らは、こうした全体の賠償受領状況についてことさら言及することなく、特定の費目(精神的損害)のみを取り上げて請求してきているが、賠償実績で見れば原告らが既に十分な額の賠償を受けているにもかかわらず、原告らが損害項目を分断して部分的に請求することにより他の賠償状況を踏まえずに本来填補されるべき損害を超えて利益を得たり、そうした請求によって被告が一方的に不利益を被ったりするのは妥当でない。また、そうした技巧的な請求や弁済充当は、

各原告がそれぞれ受領した賠償金の名目上の請求項目次第で（換言すれば、各原告が請求対象と定める費目の設定次第で）弁済充当の有無が左右されるという結果を招来しかねず、不合理である。前記のとおり原告らの原子力損害賠償請求権はもとより1個の請求権であることからすれば、財産的損害に対する賠償による損害填補の点を無視して、精神的損害の損害額を判断することはできない。ましてや、同一の事故により生じた精神的損害を「避難生活に伴う精神的損害」と「ふるさと喪失に伴う精神的損害」とに区別し、それぞれ別個の慰謝料請求権が発生するかのように主張し、後者について既払額の充当を認めない原告らの主張は、前述の判例法理に明確に反するものであって、誤りである。

貴庁におかれては、本書面で述べた既払金の取扱いに関する法律上の整理を踏まえて、弁済の抗弁の成否及びその範囲について適正なご判断を頂きたい。

以 上